

介護人材確保対策事業・介護職員資格取得支援事業の概要

事業の目的

職場体験事業を行った方を対象に、無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を開講して就職先の選択肢を拡大させるとともに、介護現場での就労を希望する者に対して資格取得を支援することにより、将来の介護人材

事業の概要

【内容】

○東京都が、東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センターに委託し実施する。
○介護現場での就労を希望する職場体験事業を行った方を対象に、東京都福祉人材センターが公募委託する都内介護員養成研修事業者による無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を開講し、資格取得を支援する。

【本事業の流れ】

- ①東京都福祉人材センターで、介護職員資格取得支援事業を受託する研修事業者を公募
- ②募集に応じる研修事業者は応募書類等を書面で提出
- ③東京都福祉人材センターにおいて、応募書類等の内容を確認
- ④東京都福祉人材センターと決定された事業者との間で、委託契約を締結する。
- ⑤東京都福祉人材センターは、各受託研修事業者が開講する無料研修に、職場体験事業を行った方を受講させる。
- ⑥各受託研修事業者は、無料研修を開講するとともに、実施状況を東京都福祉人材センターへ報告する。

【委託金額（東京都福祉人材センターと受託事業者間の委託契約）】

委託金額は、講座実施に必要な全ての経費とし、1人あたり11万2千円以内（税込）

【研修事業者】

東京都介護職員初任者研修事業者指定又は東京都介護員養成研修事業者指定を受け、令和3年度に都内での初任者研修又は生活援助従事者研修の開講・修了実績があり、令和4年度においても当該研修を実施する研修事業者

※本事業は学生等を対象とした事業であることを考慮し、土日祝日、夏・冬休み期間等、受講しやすい期間に研修を実施することが望ましい。

事業実施に係る要件

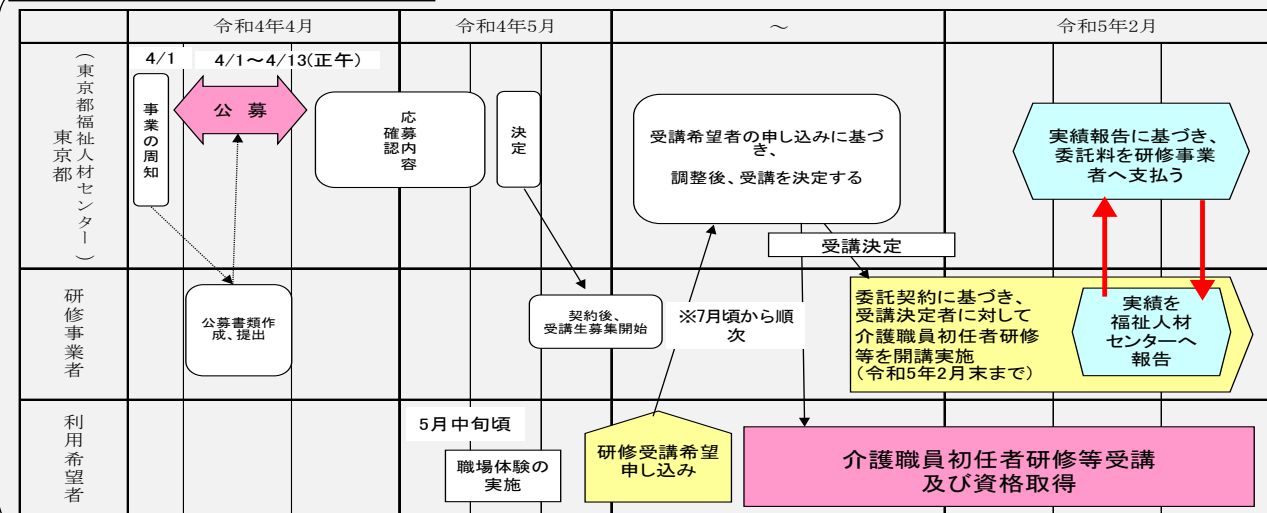
【受講対象者】

職場体験事業を行った、東京都内で介護業務への就労を希望する学生、既卒者、主婦、元気高齢者、離職者及び就業者

【事業規模】

○900人程度

スケジュール（令和4年度募集分）



介護人材確保対策事業のスキーム

- ① 介護業務の経験を希望する者に対して、職場体験を実施
- ② 職場体験を経験した者が、無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を受講可能
- ③ 介護業務への就労を希望する離職者等を、介護保険施設等で雇用しながら、介護職員初任者研修、実務者研修又は生活援助従事者研修を受講

学生・元気高齢者

就業者・主婦

離職者等

① 職場体験事業 1,000人程度

介護業務の経験を希望する者に対し、職場体験の機会を付与することで介護業務へのイメージアップを図る

② 介護職員資格取得支援事業 900人程度

職場体験を経験した者が、無料の研修を受講することで資格取得を支援

③ 介護職員就業促進事業 1,200人程度

雇用確保と資格取得支援を合わせて行うことで、介護分野への人材誘導と即戦力を確保

将来に向けた介護人材の安定的な確保